

インターネット上の誹謗中傷、差別等による人権侵害の防止に関する条例

SNSを始めとするインターネットにおける誹謗中傷、プライバシー侵害、不当な差別等による人権侵害が深刻な社会問題となっている中、県として取り組むべき施策や関係者の責務を明確化するための条例である。不当な差別情報については、プロバイダに削除措置の要請ができる。

1 条例制定の背景

近年、SNS等の普及によって、私たちは、自分の意見や主張を自由に発信し、多くの人々と交流できるようになりました。しかし、こうした正の側面がある一方で、インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害、差別的言動の発信、拡散による人権侵害が深刻な社会問題となっており、なかには、SNSで誹謗中傷等の被害を受けた方が自ら命を絶つといった痛ましい事件も発生しています。

こうした問題に対応するため、国は、情報流通プラットフォーム対処法（以下「情報プラ法」という。）を制定し、XやYouTubeなどのサービスを運営する大規模なプラットフォーム事業者に対し、被害者からの削除申出に対する対応の迅速化、そして削除基準の策定・公表等の措置を義務づけました。

兵庫県でも、こうしたインターネット上の人権侵害に対しては、広く県民に啓発を行うとともに、専門相談員や弁護士による相談窓口を設置するなどの対策を講じてきましたが、県相談窓口への相談件数は年々増加傾向にあり、さらなる対策の強化が求められていました。

また、5年ごとに実施している人権に関する県民意識調査においても、令和5年の調査

結果で、特に関心のある人権問題として「インターネットによる人権侵害の問題」が半数以上を占めるに至るなど、県民の関心も非常に高い問題となっていました。

このような状況の中、社会全体でインターネット上の人権侵害防止に向けた取組を進める必要があるとの認識のもと、条例の制定に向けて検討を開始しました。

2 検討の経過

条例の検討に当たっては、表現の自由との関係などの法的な課題も想定されたことから、令和6年7月に学識者や弁護士からなる有識者会議を設置し、条例の制定に向けて1年余り慎重に議論を重ねました。

そして、この有識者会議での議論を踏まえて条例原案を取りまとめ、令和7年8月からパブリックコメントを実施したところ、県民の関心も非常に高く、実施期間中に153通347件の意見が寄せられました。

その後、パブリックコメントの結果を参考に、条例の最終案を取りまとめ、令和7年12月定例県議会に議案を提出し、審議の結果、同年12月12日に可決・成立、令和8年1月1

兵庫県県民生活部総務課
人権推進室室長

大西 信一郎

日から施行しました。

3 条例の内容

本条例は、インターネット上の人権侵害に関して、県、県民など関係者の責務を明らかにするとともに、県が実施する基本的な施策を定めることにより、人権侵害を許さない、全ての人の人権が尊重される社会を実現しようとするものです。

(1) 定義(第1条)

本条例では、①誹謗中傷、②プライバシー情報、③不当な差別(人種、民族、性別、性的指向等の属性を理由とした不当な差別的取扱いを助長・誘発する言動や侮辱)であって、他人の権利を侵害するものを「人権侵害情報」と規定するとともに、この情報をSNSや電子掲示板等の特定電気通信で流通させる行為を「人権侵害行為」と規定し、条例の対象としました。

(2) 関係者の責務(第2条～第5条)

関係者の責務として、県、県民、事業者、市町の責務を規定しました。

まず、県の責務として人権侵害行為の発生を防止する施策、そして、人権侵害が発生した場合にその被害者を支援する施策、この両

輪で取組を進めていくことを規定しました。

県民の責務では、人権侵害行為は許されないという認識を深め、これを行わないようにするとともに、県等が実施する施策に協力するように努めることを規定しました。

また、事業者の責務では、人権侵害行為の防止・被害者支援の必要性への理解と県等が実施する施策への協力を、市町の責務では、国や県と連携を図りながら、地域の実情に応じた施策を策定し実施するよう努めることを規定しました。

(3) 県の取り組むべき施策

① 啓発等(第6条)

県民等の人権尊重の理念に対する理解を深め、インターネット利用のリテラシー向上を図るため、人権侵害の防止に向けた啓発、教育などを実施することを規定しました。

② 相談及び支援(第7条)

被害者の心理的負担の軽減等のため、相談支援体制を整備し、削除要請の申出に係る助言、専門的な知識を有する者の紹介等を行うこととしました。

③ 不当な差別への対応(第8条～第12条)

不当な差別を含む人権侵害情報(差別的投稿)のモニタリングなどを県として実施すること、モニタリングで把握した悪質な差別的

投稿について県からプラットフォーム事業者等への削除要請を行うこと、要請を行っても削除が行われない場合に必要に応じて県から投稿者への指導又は助言を行うことを規定しています。

なお、これらの対応に関する透明性を確保するため、削除要請や指導・助言に関してあらかじめ基準を策定すること、削除要請等の実施状況を毎年度1回公表することを規定しました。

本条例は、「人権侵害行為」の防止を目的としていますが、削除要請や指導・助言の対象は、「不当な差別を含む人権侵害情報」に限定しています。これについては、有識者会議でも議論があり、パブリックコメントでも多くの意見をいただいたところで、

削除要請等の対象を限定した理由ですが、公権力の主体である県が削除要請等を行うことは「表現の自由を萎縮させるのではないか」とは「表現の自由を萎縮させるのではないか」「恣意的な運用につながるのではないか」といった疑念を招くおそれがあり慎重に対応する必要があります。このため、削除要請等を行う場合、投稿の違法性や権利侵害の有無や程度を厳密に判断する必要がありますが、行政がこれを迅速かつ的確に行うことは大変難しいことです。それよりは、国が制定した情

ブラ法を活用して、被害者個人が権利侵害の

回復を図ることを県が支援することに注力する方が効果的であると考えました。

ただし、不当な差別については、主に集団や地域に対してなされることが多く、情プラ法に基づく個人からの削除申出がなされず放置され差別的助長・誘発につながるおそれがあること、ヘイトスピーチ解消法や法務省依命通知を踏まえ以前から差別的投稿のモニタリングを行ってきた蓄積があり、県としても投稿の違法性について一定の判断が可能であると判断したことから、例外的に県が削除要請を行うとしたところでです。

4 条例に基づいた取組

(1) 啓発等の実施

令和8年度は、「STOPネット暴力」をコンセプトに、本条例の内容の周知やインターネット利用に関するリテラシー向上を図るためのポスター、チラシ、リーフレットを作成・配布したり、SNS広告で啓発動画を流すなどの取組を展開します。また、県内プロスポーツチームと連携し、啓発メッセージ動画の発信や県内各地のイベントで啓発グッズを配布する啓発キャンペーンを実施するほか、県内大学生との連携により高校生を対象としたネットトラブル出前講座を実施するなど、啓発活動を充実強化していきます。



「STOPネット暴力」啓発ポスター

(2) 相談体制の整備

情プラ法の枠組みにより被害者自身が自己の権利救済を図れるよう県の相談窓口において、削除要請の具体的な方法をアドバイスするなど、被害者に寄り添った支援を実施します。そのために、専門研修の実施など相談員のスキルアップに取り組みます。また、誹謗中傷等により精神的な苦痛を受けている場合には、臨床心理士などの専門家とも連携し、心のケアも充実させていきます。このほか、弁護士による無料相談も実施します。

(3) 不当な差別への対応

本県では、平成30年から、県内の集団又は特定の地域に関するインターネット上の差別的投稿のモニタリングを実施しており、本条例

要に応じて投稿者への指導・助言を行ってまいります。

なお、個人に対する差別的投稿についても、被害者個人からの申出に基づき対応します。

5 今後の展望・課題

インターネット上の人権侵害を受けた被害者が、自ら権利救済を図るには、金銭的、時間的、精神的負担が大きく、自治体による支援への期待も大きいところです。本条例制定に際しても、パブリックコメントなどで、差別的投稿だけでなく誹謗中傷も削除要請の対象とすべきではないか、罰則を設けて強制力を持たせるべきではないかといった意見もいただきましたが、本県としては、前述のとおり表現の自由の観点から相当慎重な検討が必

施行後も継続して取り組みます。

現時点では「外国人」「部落」「性的マイノリティ」に対する差別的投稿をモニタリングの対象としています。その結果については、毎月、取扱いを検討し、悪質な差別的投稿についてはプラットフォーム事業者へ削除要請等を行うとともに、関係市町にも情報提供を行います。また、投稿が削除されない場合は、必

要と判断し、啓発等の実施、相談体制の整備を施策の基本としつつ、例外的に、差別的投稿に限定してプラットフォーム事業者への削除要請や投稿者への指導・助言を行うことにより、インターネット上の人権侵害の防止に取り組むこととしました。

インターネット上の人権侵害については、一自治体で対応するには限界もあり、国における被害者がより活用しやすい法整備や、健全な情報流通の確保に向けたプラットフォーム事業者自身の取組も待たれるところです。国や他の自治体の動向も注視しながら、本条例の適切な運用に取り組み、インターネット上の人権侵害を許さない、全ての人の人権が尊重される社会の実現を目指していきたいと思えます。

●第83号(2025年11月発売) 定価 1,430円(税込)

・特集 AI活用の推進と自治体

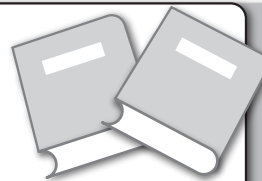
「AI法」の制定～岸田首相の4原則から読み解くリスク対応～
自治体における生成AIの活用とリスク対応
自治体におけるAI活用の推進 ～「自治体におけるAI活用・導入ガイドブック」を踏まえた実務的視点から～
「AIによる行政」の可能性と法的課題
行政のAI利活用におけるバイアスとデバイアシング

・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

鳥取県健全な民主主義のための公明かつ適正な選挙の確保等に関する条例
大村市スケートボードの適正利用に関する条例

・トピックス

地方公共団体の議会の秘密会の議事録に対する情報公開請求への対応
公職選挙法の一部を改正する法律について
災害対策基本法等の改正の概要について



Back Number

商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい フリーコール(通話料無料) TEL: 0120-953-431 Web URL: <https://gyosei.jp>
受付時間: 月～金 9時から17時 FAX: 0120-953-495 代